

新第二学校給食センター整備運営事業者の選定に向けた 募集要項等の公表について

令和 10 年 4 月開業予定の DBO 方式による新第二学校給食センター整備運営事業について、募集要項等を 5 月 2 日に公表した。

公表書類の構成は、主に事業者選定手続きを示す「募集要項」、求める業務水準を示す「要求水準書」、事業者の選定基準を示す「事業者選定基準」、主要な契約条件・リスク分担を示す「基本協定書（案）」、「設計・建設業務請負契約書（案）」及び「運営・維持管理業務委託契約書（案）」、応募者が提出する書類の様式を示す「様式集」である。

また、募集要項等の公表スケジュールについて説明いたしたい。

1 公表資料

1-1 募集要項

先立って公表している実施方針で示した事業概要や参加資格要件を含め、事業者募集及び選定に関する事項、提案限度額等の詳細を示すものである。

1-2 要求水準書

本事業を DBO 方式で実施するにあたり、市が事業者に要求する業務の水準を示し、応募者の提案に具体的な指針を示す書類。実施方針と同時に公表した要求水準書（案）に事業者からの質問・意見を反映させたことに加え、要求水準書（案）公表後の市内部での検討結果を踏まえ修正された内容となっている。

1-3 事業者選定基準

優先交渉権者を決定するにあたって、最優秀提案者を選定するための方法及び評価項目等を示し、応募者の行う提案に具体的な指針を与える書類。

1-4 様式集

事業者選定手続きにおいて、提案書を含め応募者が提出する必要がある書類の様式。

1-5 契約関係書類

1-5-1 基本協定書（案）

優先交渉権者となった複数企業からなるグループが、優先交渉権者として決定されたことを確認し、市及び優先交渉権者グループの義務について必要な事項を定める、市と優先交渉権者グループの構成員との間で結ばれる契約書の案。

市と優先交渉権者グループ、各構成員間の役割と責任の分担等について規定する。

1-5-2 設計・建設業務請負契約書（案）

本事業において、市が事業者に設計・建設業務を請負するための契約書の案。

この書類では、設計・建設業務の業務内容、業務期間、事業者への支払に関する規定、事業破綻時の対応、契約終了時の規定などを定める。

また、スライド規定を特約事項で定める。

1-5-3 運営・維持管理業務委託契約書（案）

本事業において、市が事業者の開業準備業務、運営業務及び維持管理業務を委託するための契約書の案。

この書類では、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務の業務内容、業務期間、事業者への支払に関する規定、事業破綻時の対応、契約終了時の規定などを定める。

2 募集要項等の公表スケジュール

募集要項等の公表スケジュールは、次のとおりである。

日程		内容
令和 7 年	5 月 2 日	募集要項等の公表
	5 月 13 日	現地見学会（配送校）
	5 月 15 日	現地見学会（本件施設用地）
	5 月 19 日	募集要項等に関する質問受付期限
	5 月 30 日	募集要項等に関する質問に対する回答（参加資格審査関連）
	6 月 6 日	募集要項等に関する質問に対する回答（参加資格審査関連以外）
	6 月 20 日	参加資格審査書類の受付期限
	7 月 1 日	第 1 回個別対話の実施
	7 月 7 日	参加資格審査結果の通知
	7 月 18 日	第 2 回個別対話の実施
	8 月 25 日	提案書の受付期限
	10 月 16 日	提案書に関するヒアリング（プレゼンテーションを含む）
	10 月 中旬	優先交渉権者の決定及び公表
	11 月 上旬	基本協定の締結及び設計・建設業務請負契約の仮契約締結
	12 月 下旬	設計・建設業務請負契約の本契約締結（議会承認後） 及び運営・維持管理業務委託契約の締結

3 事業の実施スケジュール

事業の実施スケジュールは、次のとおりである。

日程	内容
令和 7 年 12 月～ 令和 10 年 10 月（35 か月間）	設計・建設期間 ただし、既存施設の解体撤去業務とこれに伴う渡り廊下や外構等に係る建設業務及びこれらを実施する上で必要な関連業務以外は、令和 7 年 12 月～令和 10 年 1 月（26 か月間）とする。
令和 10 年 1 月	施設の引き渡し ただし、既存施設の解体撤去業務に伴う渡り廊下や外構等については、令和 10 年 6 月～令和 10 年 10 月の間で事業者が提案する時点とする。
令和 10 年 2 月～ 令和 10 年 3 月（2 か月間）	開業準備期間
令和 10 年 4 月～ 令和 25 年 3 月（15 年間）	運営・維持管理期間